

開 議 午前10時00分

○議長（阿部六平君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 報告第3号 損害賠償額の専決処分の報告について

○議長（阿部六平君） 日程第1、報告第3号損害賠償額の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 私の方から、報告第3号損害賠償額の専決処分の報告について、専決処分書で説明します。

1. 損害賠償の相手方は、岩手県宮古市小山田2丁目4番24号有限会社シンコーリース代表取締役小野寺岩夫。2. 損害賠償の額は26万3,624円です。3. 示談の内容は、損害賠償額について双方とも、今後いかなる事情が発生しても異議を申し出ないものとするものです。4. 損害賠償の原因は、平成23年3月22日午後10時ごろ、町内吉里吉里第3地割、吉里吉里漁港付近ですが、積雪のためスリップし、身動きがとれなくなっていた相手方の2トントラックに、救助しようとして向かっていた消防団車両が積雪のためにスリップし、接触したものです。専決処分の年月日は平成23年11月1日です。以上、報告します。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。東梅君。

○6番（東梅康悦君） まず、確認なんですけれども、これは相手の車を直す金額がこの数字そっくりということですか。それとも、理由はまず、身動きがとれない車を助けたということで、過失割合はどうだったのかなということをお聞きしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 部長。

○総務部長（平野公三君） 過失割合は100対0になりますので、ぶつかった方が悪いと、とまっているところに、ということになります。（「わかりました」の声あり）

○議長（阿部六平君） 進行します。質疑を終結いたします。

本件は、地方自治法第180条第1項及び町長専決条例によって長の専決委任事項でありますから、ただいまの説明をもって報告処理いたします。

○

日程第2 報告第4号 健全化判断比率の状況の報告について

○議長（阿部六平君） 日程第2、報告第4号健全化判断比率の状況の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） それでは、報告第4号健全化判断比率の状況の報告についてということでご報告いたします。

地方財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の審査に付し、その意見書をつけて議会に報告し、公表するとされております。

A3判横の平成22年度健全化判断比率の状況一覧表をお開きください。

一覧表の左上の平成22年度の健全化判断比率は、国が定める基準を大きく下回っており、健全であると言えます。実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字比率については各会計とも赤字ではなく該当とならないことからハイフンと表記しております。

実質公債費比率は10.1%で、前年度比マイナス3.5%と大きく減少しています。その要因は平成23年3月の公債費償還の未払いによるもので、一般会計で2億2,319万4,000円、簡易水道事業特別会計で1,037万5,000円、下水道事業特別会計で8,386万3,000円、漁業集落排水処理事業特別会計で3,357万8,000円となっております。また、交付税等の増額による標準財政規模が大きくなり、単年度の実質公債費比率が4.6%に激減によるものです。ただし、この分の公債費は来年度で支出することになり、逆に来年度の比率が急増するということとなりますので、今回の数字をそのまま鵜呑みにすることはできないということを申し上げたいと思います。

将来負担比率については83.8%と、昨年度に比較して0.7%増となっております。これは、公債費の未払いにより、将来負担すべき公債費残高が増えることによるものであります。

公営企業会計の資金不足比率については、各会計とも赤字ではなく該当とならないことから、ハイフンと表記をしております。以上、報告します。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

本件は、ただいまの説明をもって報告処理いたします。

○

日程第3 議案第64号 大槌町町税条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第3、議案第64号大槌町町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案第64号大槌町町税条例の一部を改正する条例について新旧対照表により説明します。

本条例案は、平成23年度地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、大槌町町税条例の一部を改正する必要が生じたことから改正するものであります。

第25条、納税管理者に係る不申告に関する過料。国税の租税罰則の見直しに合わせて、町民税、固定資産税、鉱山税及び特別土地保有税等の不申告等に係る過料について、「3万円以下」を「10万円以下」に引き上げるものです。

第35条の7、寄附金税額控除。地方税法において、寄附金税額控除等の適用下限額を「5,000円を超える場合」から「2,000円を超える場合」に引き下げるものです。

第37条の4、町民税に係る不申告に関する過料。租税罰則の見直しに合わせて、町民税の不申告等に係る過料について、「3万円以下」を「10万円以下」に引き上げるものです。

第53条の10、退職所得申告書の不提出に関する過料。租税罰則の見直しに合わせて、退職所得の不申告等に係る過料について「3万円以下」を「10万円以下」に引き上げるものです。

第61条第9項及び第10項、固定資産税の課税標準、地方税法の条文の整理等が行われることにより、所要の整備を行うものです。

第72条固定資産に係る不申告に関する過料。租税罰則の見直しに合わせて、固定資産税の不申告等に係る過料について「3万円以下」を「10万円以下」に引き上げるものです。

第85条軽自動車税に係る不申告に関する過料。租税罰則の見直しに合わせて、軽自動車税の不申告等に係る過料について「3万円以下」を「10万円以下」に引き上げるものです。

第93条の2、たばこ税に係る不申告に関する過料。租税罰則の見直しに合わせて、たばこ税の不申告等に係る過料について新たに設け、過料を「10万円以下」とするものです。

第100条の2、鉱山税に係る不申告に関する過料。租税罰則の見直しに合わせて、鉱山税の不申告等に係る過料について新たに設け、過料を「10万円以下」とするものです。

第120条の2、特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料。租税罰則の見直しに合わせて、特別土地保有税の納税管理人の不申告等に係る過料について「3万円以下」を「10万円以下」に引き上げるものです。

第126条の9、特別土地保有税に係る不申告に関する過料。租税罰則の見直しに合わせて、特別土地保有税の不申告等に係る過料について新たに設け、過料を「10万円以下」とするものです。

附則、第8条肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例。肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例に関する規定について、免税の適用期限を平成24年度から平成27年度に延長するとともに、所要の整備を行うものです。

第10条の2、新築住宅等に係る固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告、第4項については、貸家住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものは、なすべき申告について地方税法の改正により所要の整備を行うものです。

第16条の3、上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例、第3項については、地方税法の条文の整理等が行われたことにより、所要の整備を行うものです。

第16条の4、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例、第3項については、地方税法の条文の整理等が行われたことにより、所要の整備を行うものです。

第17条、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例。第3項については、地方税法の条文の整理等が行われたことにより、所要の整備を行うものです。

第17条の5、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例。第5項については、地方税法の条文の整理等が行われたことにより、所要の整備を行うものです。

第18条株式等に係る譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例。第2項については、地方税法の条文の整理等が行われたことにより、所要の整備を行うものであります。

第18条の2の7、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例。第2項については、地方税法の条文の整理等が行われたことにより、所要の整備を行うものです。

第18条の2の9、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の特例。第2項及び第5項については、地方税法の条文の整理等が行われたことにより、所要の整

備を行うものです。

附則。この条例については、公布の日から施行します。ただし、第25条第2項等の過料の改正については、公布の日から起算して2カ月を経過した日から施行します。

町民税に係る不申告に関する過料の同条第8項もしくは第9項の改正規定については、来年4月1日から施行します。

附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の特例の改正規定については、平成25年1月1日から施行します。

附則第10条の2、新築住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとするものがすべき申告、第4項の改正規定は、高齢者の居住の確保に関する法律等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の施行日とします。

次に、町民税の経過措置として、改正後の第35条の7の規定については、平成23年1月1日以後に実施する地方税法第314条の7第1項第1号より第2号に掲げる寄附金または金銭に適用する。改正附則第8条の規定は、平成25年度以降の年度分の個人の町民税に適用します。固定資産税に関する経過措置として、改正後の条例における固定資産税に関する規定部分は、平成23年度以降の年度分の固定資産税について適用します。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。小松君。

○7番（小松則明君） 一般的に、条例の改正で、付加価値でもないけれども、罰則規定が強化されたという内容でございますが、その罰則規定の中で3万が10万になった、この「10万」の理由というのは何かあるんでしょうか、規定とかそういうものに対しては、よろしく申し上げます。

○議長（阿部六平君） 税務課長。

○税務会計課長（澤館完成君） これについては、国の方から示された内容での改正というようになっております。額の設定については承知しておりませんので、後ほど確認してご報告申し上げます。

○議長（阿部六平君） 野崎君。

○12番（野崎重太君） これは一つの条例の改正だからそれはそれでいいんだけど、今度の東日本大震災によって支援金、義援金、弔慰金、あるいは保険の方からも地震保険だとかさまざまなお金を貰っているという、我々も貰っているんですけど、これからは申告の時期が来ます。世の中ではそういうのは申告しなくてもいいんだという話

も聞こえますけれども、本当のところは、これはどういうふうにして、その場で、貰いっ放しでいいのだから、改めて、どの部分は申告しなきゃならないとか、そういうことはないんですか。

○議長（阿部六平君） 税務課長。

○税務会計課長（澤舘完成君） 義援金・支援金については基本的には無課税というふうになります。（「保険は」の声あり）生命保険ですか。（「地震保険だとか生命保険だとか」の声あり）それについては、確認しておりませんが、基本的には課税になると思います。

○議長（阿部六平君） 野崎君。

○12番（野崎重太君） ということは、地震保険、500万とか1,000万とかいろいろあるかもしれない。あるいは、亡くなって生命保険を貰うこともあるかもしれない。そういうところは申告しなければだめだということですよ。それをはっきりしておかないと、ただただ我々は、ああ今度はこういうことだから要らないんだと頭に入ってしまうと、それこそ無申告になって、むだな重加算税も取られるような、そういう結果も招かれますから、その辺のところをちゃんとやっておかないと、義援金・支援金は要らないよ、ただ、生命保険だとかそういう火災保険関係のそういうものは要るよとか、そういうようなところはちゃんと町民に指導して、お知らせしておいた方がいいと思います。

○議長（阿部六平君） 税務課長。

○税務会計課長（澤舘完成君） それについては、申告前に広報等を通じて周知したいと思います。

それから基本的には、申告の際には、生命保険等の控除がありますので、当然、それについても申告が必ず必要というふうに理解願います。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第64号大槌町町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第4 議案第65号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
について

○議長（阿部六平君） 日程第4、議案第65号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） それでは、議案第65号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本年10月27日、岩手県人事委員会が発表した職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえて、一般職の職員の給与に関して引き下げの改正を行うものであります。

1 ページをお開きください。

第1条において、一般職の職員の給与に関する条例の一部の改正を行います。別表第1の行政職給与表を平均でマイナス0.36%を40代から50代までの年齢層について引き下げ改正を実施するもので、改正部分はアンダーラインを引いております。本改正に伴う対象となる職員数は51名であります。なお、本改正に伴う本年4月にさかのぼっての年間調整については、災害の復旧・復興に対する職員のこれまでの懸命の取り組み及び県内状況を勘案して、実施しないということとしております。期末勤勉については、今回は改正を行いません。

資料のところには表が、「改正後・改正後」と表記になっています。後で差しかえを行いますので、申しわけございません。よろしく願いをいたします。

4 ページをお開きください。

第2表において、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部の改正を行います。本改正は、平成17年度に実施した給与構造改革における経過措置額を廃止するため、平成18年大槌町条例第3号の附則部分を改正するものです。

平成17年度の給与構造改革では、平成18年3月31日現在の給料を40代から50代までの年齢層について7%以上の給与の引き下げにより給与の急激な減額を行ったもので、その急激な減額に対する緩和策として経過措置を設けたものであります。今回、その経過措置の割合を引き下げる改定を行うものです。給与構造改革実施年度から5カ年を経過していることから、対象となる職員数は9名ということになります。

本条例の施行は平成24年1月1日としております。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。小松君。

○7番（小松則明君） 県の人事委員会という、こういうお金についての審議ということで、それが通達になったということで、私はここで、まあ、変えるということになっていくんですけども、ただ、この大槌町、沿岸地域、この災害によって、やってきた方々のため、ためというか、やってきた事実があり、そのとき家に帰らないで、職員の家族も実際、表には出ないけれども結構犠牲にしていると。だけれども、役場の職員、そういう意味で本当にその家族も我慢していた。じゃあ、表に出たのは何だというのは、町民から本当に苦情の山だとか、それも耐え忍んできた。そしてその結果、今回下げるとなったんですけども。じゃあ、この年代の方々の子供たちに、成長の過程でお金がいっぱいかかる時期なんですよ。親は、子供を育てるためにお金を多く欲しいというのはこれは世の常でありまして、簡単に下げる下げるって、県から言われたのに、はいそうですよと。今の状態は、じゃあ、大槌町はひどい状態で頑張ってきたんだから、今回受けませんよということについても、この前ちょっと言いましたけれども、まず、すべてに関してそういう意見があるよと。役場自体もそういうことを幾らかでも、こういうので対抗意識を燃やすということではないけれども、そういう形よりも、町長も新しく出てきたときにしゃべったことは、すごく成長した、立派だと職員を褒めました。そういう中で、そういう額を下げるということに対してはいかんせんマイナスなんじゃないかと思えますので、これでは賛成いたしますけれども、そういう一般の議員の中にもそういう思いを持っているということをお胸に留めてください。よろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 阿部君。

○5番（阿部俊作君） この給料に関して、ラスパイレス指数と、それから人事院勧告に対する岩手県のほかの市町村の動向、また、政府はこの人勧そのものは実施しないとしておりますけれども、その辺ちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 3点ということで、1点目、ラスパイレスですけども、うちの方は94.0、100というのは国を100とした場合ということですけども、94.0。町が県内に13ありますけれども、8番目ということになります。県内においては、35のうち19番目ということになります。

あと、県内の状況ですけども、なかなか決まっていない状況があります。最新ということであれば、11月の22が一番最新ということになります。実際にもう条例改正済み

というところは二つ、岩泉と野田村、そのほかについてはいろいろと考えているということでもあります。多くは、やはり国家公務員とか県の状況、近隣市町村の状況ということで話が出ております。ちなみに、隣の山田においても、県内の動向を踏まえて実施をしたいということで出ております。

あとは、国がという部分と県がという部分でございますが、私たち公務員の給与につきましては地方公務員法の中できちんとうたわれていまして、社会一般情勢に適応するよう、随時適切な措置を講じられなければならないということがされております。大槌町については、人事院がありませんので、岩手県の人事委員会の給与勧告についてはこれまでどおり適正に反映する必要があるだろうと思います。ただ、先ほど申し上げましたとおり、遡及については今回は見送らせていただいて、給料の部分を若干下げることによって、納税者である町民の理解を得られるような適正な給料をここで確保していきたいということで考えております。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 皆さんご存じのとおり、町の状況というのは、多くの役場職員の皆さんが、大事な家族を亡くし、自ら被災しながら町民の先頭に立って今、頑張っているわけです。これは肉体的にも精神的にもとてもとても、普通の町民一般がまねできるようなことではございません。そういった中で、1円でも上げることがあっても、下げること自体が、私はこの町を牽引していく中で、町職員の士気の低下、そういうものを懸念します。

今、町の方では復興が始まりまして、商店も幾らか始まっておりますけれども、どうしても物を仕入れるには、大量に仕入れるような店の開業状況でもないし、どうしても、ほかと、地方と違って物価も高く設定しなければ、町内の商店もやっていけない状況があります。その中で、やっぱりそういう商店を支えながら一生懸命やるというのは、消費経済とかそういうのも一つの大事なことでありますし、今ここで役場職員の皆さんが元気になって、町を引っ張って、町の方の企業はいろんなものが全部もう無くなったり、そういう状況にありますので、この給料を今、下げることにしましては、私は同意できかねます。

○議長（阿部六平君） 後藤君。

○10番（後藤高明君） 余計な心配ですけれども、今回もまた、課長に申し上げたいんですけども、どなたが印刷したかわからないけれども、外部へ出す文書が余りにミスが多

過ぎるんじゃないかなと思っています。きょうたまたま持ってこなかったんだけど、仮設でちゃんととってあるんだけど、仮設へ配る文書がとんでもない過ちをやったりふざけたような文章を書いたり、結構あるんです、そういうのが。今回も単純なこういう、「改正前」と「改正後」という、これは直せばいいんだけど、けちな話をすると紙ももったいないしね。そういうことで、やっぱり大変な環境の中で仕事をなさっているということは十分理解しています、狭いところでね。やっぱり最後に出す場合はまず室長さんとか課長さんとか点検なさって、ミスのないような仕事をなさった方がいいんじゃないかなと思いますので。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 大変申しわけございませんでした。きちっとこれから確認をして提出するようにいたします。（「よろしくお願いします」の声あり）

○議長（阿部六平君） 東梅君。

○6番（東梅康悦君） このことには直接関係ないんですけども、まず考え方なんですけれども、今回の場合は40代、50代が該当するということで、小松議員が言うとおりの一番お金がかかる年代です。そこで、昇給とかあるとは思うんですけども、若い世代の昇給はちょっと多めにして、ある程度いったら昇給の幅を少し少なくするとか昇給をとめるとかというのが、まず一般企業なんかで取り入れられていますけれども、今後、大槌町はそういう給料に対してどのような考え方を持っているんだかということなんです。若い職員に対しては結構昇給幅を大きくして、例えばある程度の年代にいったら昇給幅を少なくするとか、それら取りまとめて、どのような考え方をしているのか教えてください。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議員のご指摘ですけれども、一般職の職員の給与については条例で定めております。ですから、今の若い人とか、給料表も全部公表されて条例の中で出ておりますので、私たちの給料が明らかになるように条例化されておりますので、その中で一部改正、あとは追加とか見直しとかという部分については、毎年行う形になります。（「わかりました」の声あり）

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第65号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決

いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(阿部六平君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第66号 平成23年度大槌町一般会計補正予算(第5号)を定めることについて

○議長(阿部六平君) 日程第5、議案第66号平成23年度大槌町一般会計補正予算(第5号)を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長(平野公三君) それでは、議案第66号平成23年度大槌町一般会計補正予算(第5号)について説明します。

1 ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正に係る歳入歳出について説明します。

順序に款、項及び補正額を読み上げるとともに、補正理由を説明します。

歳入。1 款町税 1 項町民税、補正額 2 億7,044万3,000円の減額は、東日本大震災の被災者に対する町税の減免に関する条例に基づく減免によるものです。

2 項固定資産税、補正額 3 億4,987万9,000円の減額は、震災の減免によるものです。

3 項軽自動車税、補正額1,124万5,000円の減額は、震災の減免によるものです。

4 項町たばこ税、補正額3,964万2,000円の減額は、震災によって町内のたばこ販売量の減少が予想されることから収入見込みによる減額です。

5 項鉱山税、補正額19万2,000円の減額は、震災による事業への影響を考慮したものです。

9 款地方交付税 1 項地方交付税、補正額 5 億5,243万9,000円は、普通交付税及び特別交付税で今回の補正財源として増額計上するものであります。

11 款分担金及び負担金 1 項負担金、補正額42万円の減額は、大槌町託児所運営費個人負担金の減額によるもので、被災した子育て世帯を支援し、今年度は無料とするためのものです。

12 款使用料及び手数料 2 項手数料、補正額61万9,000円の減額は、税務事務手数料で、

震災での減免に伴う収入見込みによるものです。

13款国庫支出金 1 項国庫負担金、補正額5,912万6,000円は、道路等の公共土木施設災害復旧費負担金等です。

2 項国庫補助金、補正額 7 億563万7,000円は、仮庁舎改修事業に係る市町村行政機能応急復旧補助金及び地域情報通信基盤整備事業に係る情報通信基盤災害復旧事業補助金等です。

14款県支出金 1 項県負担金、補正額 1 億4,310万円は、町で繰替支弁した災害救助費負担金です。

2 項県補助金、補正額 5 億3,245万円の減額の主なものは、水産業関係の共同事業漁船等復旧支援対策事業補助金等の支出見込みによるものです。

2 ページをお開きください。

15款財産収入 1 項財産売払収入、補正額300万円は、廃品売払収入です。

16款寄附金 1 項寄附金、補正額3,315万円は、ふるさと納税及び大槌復興寄附金です。

17款繰入金第 1 項特別会計繰入金、補正額325万円は、介護保険及び後期高齢者医療特別会計の前年度精査による繰入金です。

18款繰越金 1 項繰越金、補正額 5 億1,099万2,000円は、前年度からの繰入金で、前年度収入差引額 9 億1,635万1,690円から繰り越し事業充当繰越金を差し引いた純繰越金となります。

19款諸収入 4 項雑入、補正額 3 億5,302万7,000円は、岩手県市町村振興協会からの東日本大震災災害対策支援金、復興宝くじ収益交付金、及び仮設校舎・体育館・グラウンド整備に係る日本赤十字社保健体育の環境整備支援金等です。

20款町債 1 項町債、補正額 5 億9,760万円は、仮設庁舎改修に係る市町村行政機能応急復旧事業債、漁業集落排水処理施設災害復旧事業債及び水産業の 7 共同利用漁船等復旧支援事業債等です。

3 ページをお願いいたします。

歳出。 1 款議会費、補正額449万2,000円は、人件費です。

2 款総務費 1 項総務管理費、補正額15億171万3,000円は、仮設庁舎改修費、派遣職員人件費、寄附金等のふるさとづくり基金積立金及び情報通信基盤災害復旧費等です。

2 項徴税费、補正額166万6,000円は、人件費及び固定資産土地評価更新等業務委託料です。

3 項戸籍住民基本台帳費、補正額517万1,000円は、人件費の補正です。

4 項選挙費、補正額192万4,000円は、人件費の補正です。

5 項統計調査費、補正額456万円の減額は、人件費の補正です。

3 款民生費 1 項社会福祉費、補正額2,946万7,000円は、福祉世話人報酬の過年度支出及び給付費の増額に伴う介護保険特別会計繰出金等です。

2 項児童福祉費、補正額294万6,000円は、前年度精査に伴う乳幼児・妊産婦等の県単医療助成事業補助金の返還金等です。

3 項災害復旧諸費、補正額5,546万6,000円は、災害救助費及び東日本大震災合同慰霊祭運営業務委託料等です。

4 款衛生費 1 項保健衛生費、補正額476万3,000円は、予防接種ワクチン購入費及び災害復旧事業に係る上水道事業会計負担金等です。

2 項清掃費、補正額2,620万8,000円は、旧清掃事業所の煙突解体工事等です。

6 款農林水産業費 1 項農業費、補正額468万円は、人件費及び被災農家を支援する東日本大震災農業生産対策事業補助金等です。

3 項水産業費、補正額 2 億7,474万7,000円の減額の主なものは、共同利用漁船等復旧支援対策事業補助金の一部が町を通さない直接補助になったことによるものです。

なお、漁業集落排水処理施設災害復旧費に対する一般会計繰出金については、増額となっております。

4 ページをお開きください。

7 款商工費 1 項商工費、補正額 6 万円は、人件費の補正です。

8 款土木費 1 項土木管理費、補正額290万3,000円は、人件費及び公用車燃料費等です。

2 項道路橋梁費、補正額27万6,000円は、土木積算システムデータ使用料です。

4 項都市計画費、補正額634万8,000円の減額は、下水道事業特別会計繰出金の減額によるものです。

5 項住宅費、補正額589万2,000円は、仮設住宅に係る光熱水費です。

9 款商工費 1 項消防費、補正額1,371万6,000円は、消防団員用活動服等の被服費及び地域防災計画実効性検証業務委託料等です。

10 款教育費 1 項教育総務費、補正額55万9,000円は、派遣指導主事給料負担金等です。

2 項小学校費、補正額925万4,000円の減額は、人件費及び外国語指導助手業務委託料によるものです。なお、吉里吉里小学校グラウンド整備工事を新たに計上しております。

3 項中学校費、補正額66万6,000円は、修繕料及び指導者損害保険料等のスクールバス維持管理費です。

4 項社会教育費、補正額1,915万5,000円の減額は、人件費の補正です。

5 項保健体育費、補正額2,845万4,000円は、給食費減免に係る学校給食特別会計繰出金等です。

11款災害復旧費 2 項土木施設災害復旧事業費、補正額は1億2,447万9,000円で、小鍬線ほか町道に係る公共土木施設災害復旧事業費です。

5 ページをお願いします。

12款公債費 1 項公債費、補正額2億2,319万4,000円は、前年度3月定例償還の公債費過年度支出によるものです。

6 ページをお願いします。

第2表地方債補正。

追加。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について読み上げます。なお、消防団防災服等整備事業以降の事業については、起債の方法、利率、償還の方法の読み上げは省略します。

消防団防災服等整備事業180万円、証書借入れまたは証券発行、年5.0%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率。政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により措置期間及び償還期間を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利率に借りかえることができる。

共同利用漁船等復興復旧支援事業1億5,000万円、さけ・ます生産施設復旧支援事業800万円、水産業共同利用施設復旧支援事業3,190万円、水道施設災害復旧事業1,110万円。

7 ページをお願いします。

変更。起債の目的、補正前、補正前に係る限度額、起債の方法、利率、償還の方法、補正後、補正後に係る限度額、起債の方法、利率、償還の方法を読み上げますが、ハイフン、同上及び補正前に同じと記載される箇所については、読み上げを省略します。

大槌町リサイクルセンター整備事業390万円、証書借入れまたは証券発行、年5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率。政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には

債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により、措置期間及び償還期間を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利率で借りかえることができる。本事業は、減額補正に伴う起債の減額であります。災害援護資金貸付金8,770万円、1億460万円。公共土木施設復旧事業9,260万円、1億3,430万円。漁業集落排水処理施設災害復旧事業、3,430万円、2億4,260万円。小学校仮設校舎整備事業1億1,070万円、9,890万円。市町村行政機能応急復旧事業1,300万円、1億5,660万円。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

6ページ、第2表地方債補正、追加。

進行します。7ページ、変更。

進行します。10ページ、2. 歳入。1款町税1項町民税。2項固定資産税。3項軽自動車税。4項町たばこ税。5項鉱山税。

9款地方交付税1項地方交付税。

11款分担金及び負担金2項負担金。

12款使用料及び手数料2項手数料。

13款国庫支出金1項国庫負担金。

2項国庫補助金。

11ページに移ります。14款県支出金1項県負担金。

2項県補助金。

15款財産収入2項財産売払収入。

16款寄附金1項寄附金。

13ページにいきます。17款繰入金1項特別会計繰入金。

18款繰越金1項繰越金。

19款諸収入4項雑入。

20款町債1項町債。

進行します。14ページ、3. 歳出。1款議会費1項議会費。

2款総務費1項総務管理費。

進行します。15ページ、2項徴税费。野崎君。

○12番（野崎重太君） ちょっとしたこと。これはお願いになるかもしれませんが、この公共交通路線バス停留所、公共交通安全なんだけれども、私は田舎者だから浪板か

ら余り出ないというのがあるんですけども、岩手県交通が釜石の方からずっと浪板を
通って、前は（聴取不能）のところを通って浪板のところに入って、そしてまた上がっ
てUターンして帰っていったという経過があるんですけども、現在は浪板の地域に入
らないで、まっすぐ船越の道の駅に行くような、そういう今のバス体制になっておりま
す。そういうことで、町で委託された民間の業者の人たちが、今、バスは通っています
けれども、実際的にはもとのバス停、きょうも通ってきたところ、あそこまでは来てい
るんです。ところが、実際に今、生活している人たちは、仮設住宅で、不動滝に行く方
向こうで、実際はいっぱいいるんです。それこそ老人も若い子供たちもいっぱいいるん
だけども、そこに、せつかくあれまで民間の町で委託する業者が来たときには、でき
るものならば、病院に行くにも、わざわざもとのバス停まで、あそこに歩いていくの大
変ですよ。段差もさまざまありますから。できるものならば、あその仮設のところま
でそういう今のバスなり行っていただければ、それこそ老人の人たちだって、病院に行
くでも何でも楽に行けるのではないかなと、そういうふうに思っております。その辺の
ところ検討してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（阿部六平君） 財政課長。

○財政課長（澤館和彦君） 2路線を走ってあった町民バスは延長して、安渡赤浜と吉里
吉里から浪板まで、今、野崎議員言われたとおり、前のポンプ場とか屯所のあたりまで
バスが行くようにしていました。それ以降、仮設の方に入っていくバスはちょっと大き
くてトラックとかとすれ違うとかいろいろあるものですから、もっと小型の車両を用意
して仮設の方まで回るというのを計画しています。これから運輸局の方に申請したり、
それで許可が出て運行するようになります。（「よろしくお願いします」の声あり）

○議長（阿部六平君） 小松君。

○7番（小松則明君） 今の回答と野崎議員の補助的になりますけれども、つまり、路線
路線と言いますけれども、今、大槌町は変わっています。前の住居ではないよと。その
中で、この補助金をバスの方に出していますよね、県交通の方に補助として。出すなら
ば、やっぱりその意向を聞いてほしいというまでのお願いはしても、補助を出している
意味がないんじゃないかと思しますので、これは少し強く言ってほしいと。バスでも、
県交通でもでかいバス、中型みたいなバスも多分あったと思います。じゃあ、そこに何
人乗っているのかという話もありますので、その、バスも入っていないとか、そうい
うのもいろいろ考えて、やっぱり町民のお金を使っています。その中で、やっぱり町

民がああよくやってくれたなど、さすが大槌町ですと。だから補助金を出していますといばって補助金を、ここで掲載しているわけでありますので、そのところよろしくご検討をお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 財政課長。

○財政課長（澤舘和彦君） 浪板、国道を走っているバスの方なんです、県交通なんです、あれは国庫補助事業でやっているもので、町の補助金は入っていない。町の補助金が入っているのは、OTSに委託している町民バスの方ですね。それは浪板地区を回っているという状況です。

○議長（阿部六平君） 阿部議員。

○5番（阿部俊作君） 今、バスのことが出ましたので、ちょっとお聞きしたいんですが、バス停留所、ここになっていますけれども、病院前のバス停、前からお願いしてあったんですけども、とても風雨にさらされて、病院待合室もない。そこで、通院の方々が大変難儀しているの、仮設のハウスか、スーパーハウスなりなんか、そういうのを設置してはということをお願いしたんですけども、このバス停留所設置というのは入っているわけですか。

○議長（阿部六平君） 財政課長。

○財政課長（澤舘和彦君） そのとおりでして、工事請負費の200万の中には、バス停の風よけとか屋根、それらの設置工事が入っております。当初は、スーパーハウスから持ってきて（聴取不能）完全に囲ってしまうと、防犯上目隠しになってよくない部分もあって、3方向囲った屋根の風よけについては付けようとしています。それは設計して計画しているところなんです。前は（聴取不能）と今の病院とスクールバスとか町民バスに乗るあたり、和野のあたり、そこら辺が人数が多いということで、その3カ所を考えているという状況です。

○議長（阿部六平君） 阿部君。

○5番（阿部俊作君） ありがとうございます。ただ、大槌病院の場合は、お年寄りもいるわけですので、3方向だとどうしても雨、風が吹き込んでくると思います。106号線あたりはちょっと林檎の格好をしたようなバスなんかがあつてちゃんとドアが閉まる。川井方面の方も、建物式になってドアが閉まるというバス停が設置されております。全部とは言いませんけれども、とりあえずは通院するお年寄りのために、病院付近のバス停だけは扉のつくような設計にしてほしいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（阿部六平君） 財政課長。

○財政課長（澤館和彦君） その件は検討させていただきます。（「よろしく申し上げます」の声あり）

○議長（阿部六平君） 11時10分まで休憩します。

休 憩

午前11時00分

○

再 開

午前11時10分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

2項徴税費から始めます。（「進行」の声あり）

3項戸籍住民基本台帳費。16ページ。

4項選挙費。（「進行」の声あり）

5項統計調査費。（「進行」の声あり）

3款民生費1項社会福祉費。

進行します。2項児童福祉費。東梅君。

○6番（東梅康悦君） 子育て支援センターの関係でお伺いいたします。前は町立の保育所、そして無くなって大槌保育園になったわけですけれども、ご存じのとおり、あそこは水をかぶって今、柩内の方に行っております。支援センター内は動いていないという話を聞いたんですけれども、その件を一つ。そしてまた、もし動いていないのであれば、今後の見込みはどうかということをご教えてください。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） 子育て支援センターにつきましてでございますけれども、さまざまご心配いただいているところでございますが、大槌町で委託をしておりました大槌保育園さんが被災をされて仮設ということになりまして、運営をしていただいておりますので、スペース的な問題がありまして、どうしても子育て支援センターといいますとさまざまな一般家庭のお母さん方から相談を受けたりですとかさまざまな交流行事という内容でございますので、保育所のスペースはちょっと難しいという状況で、苦しいという状況でございます。ただ、非常に大事な施設でございますし、来年度に向けまして、今、大槌保育園さんの園長さんですとか、運営されている方々にご相談申し上げておりますし、近々、県庁の児童家庭課の方ともどういうやり方があるかということをご相談申し上げまして、何とか再開したいというふうには考えてございますので、ぜひさ

まざまなところでご理解をいただきながら、ご協力もお願いしたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 東梅君。

○6番（東梅康悦君） スペースが足りないということではありましたが、ということは、また、あそこの柱内のところに例えば用地を確保して広げてやるのか、あるいは、花輪田にある旧建物に戻ってやるのか、そうなればいろいろ、これから復興計画の中でこの浸水区域のあり方というのがまず問われてくると思うんです。そこら辺、どのように考えているんだか教えてください。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） ただいまお話ございましたとおり、（聴取不能）恒久的な施設という意味合いではこれからの町の復興計画とも当然絡んでまいりますので、ただ、当面、事業につきましては、24年度の再開を義務付けまして、とりあえず、どこのところを含めて、場所を含めましてこれから検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（阿部六平君） 進行します。3項災害救助費。野崎君。

○12番（野崎重太君） この災害救助費の中の東日本大震災合同慰霊祭、こういうのは正直言って賛成とか反対とか、やるとか嫌だとか、とにかくしゃべりづらいと言えばしゃべりづらい、そういうことがあります。ただ、私たちも一人の人間ですから、お互い、各議員も家族を亡くしたり、いとこ、親戚、兄弟、さまざまな犠牲者が出ているわけです。そういうことですので、個人的に言うならばやってほしい。ただ、ここに5,000万というお金がかかるときには、議員の一人として、うんちょっとかかり過ぎるんじゃないかな、この前のときも6月だったかひとまず合同慰霊祭をやったという経過があるんだが、そういうことを考えればうんというところもあるなど。それは議員という立場で思うんですけれども。それはそれ。しかしながら、一周忌という風習というかがあって、一周忌という思い。当時の合同慰霊祭は、代理の町長さんがやってくれた。今回は本当の町長の碓川 豊町長が誕生しての初めてのそういう町民、職員に対する合同慰霊祭。やってもいいんじゃないかなと、そういうふうに思います。ただ、それはいいけれども、当時、この役場の中でも40有余名の犠牲者が出たと、そういう思いのときに、世の中では、私は加藤町長をつくった一人だから言えるんだけれども、当時の役場の中の管理責任をだれも問う人はいない。よその人が言ったら都合悪いと思うけれども、私だから言える立場の人間だから言うんだけれども、そういうことをまず。その中で、6

月の合同慰霊祭は町長さんの息子さんを代表者にしながらそういうことでやったと。それはそれでいいです。ただ、これから次に、来年の3月11日にやるときには、そういう管理責任云々かんぬん問われるというよりも、逆に、何か仕事をしていて犠牲に、例えば消防でも何でもいいたろうし、そういう人の家族を代表にするとか、そういう考え方が私は、逆に、町長、当時はそれでよかったよ。でも、今回の場合は、そういうさまざまなるものことも考えたときには、そういう消防団とか何とか、さまざまところで誘導してから亡くなった犠牲者の代表も私は合同慰霊祭では出してやってもいいのではないかなと、私はそう思います。やることは賛成です。一周忌だからね。だから、そういうところを少し、どういうふうに考えていくのだから、この前の全協では、まだそれまで考えていないというお話もありましたけれども、そういうことも私は考えながらやっていただければ町民も皆、納得するのではないかなと逆に思いますが、どうでしょうか。

○議長（阿部六平君） 副町長。

○副町長（佐々木 彰君） 全く我々もそのことを、まず、約5,000万ほどかかるお金をかけてやるべきなのかどうかということは、かなり庁内、内部で検討をしました。しかしながら、まず1年だと。言ってみれば一周忌だと。この形の中では、やはりきちっとした慰霊をすべきではないかということで今回このような補正予算を組んで皆さんにお願いをしているわけでございます。いろいろとあるかもしれません。お金がかかり過ぎるのではないかなとか。ただ、残念ながら、やるということになるとこのぐらいの金はどうしてもかかってしまう。会場がないわけです。したがって、前回のような形のテントでやると。青空でやればいいかもしれませんが、ただ、残念ながら3月11日というのはまだ雪も降るような状況の中ですから、やはりそういった屋内という形。そうすると、かかるということで、今回はやはり一周忌であるということも考えて、金がかかるかもしれないがやるべきだろうということで決断をしたということでございます。

それから、やり方、中身につきましては、まだそこまで具体的にどうするんだということは考えておりませんが、いずれいろんなことを考えながら実行していきたいというふうに考えております。

○議長（阿部六平君） 後藤君。

○10番（後藤高明君） 今、そういう話が出たから関連しますけれども、余り、何ていうか、最近、仏教とかやっぱり神仏に対する物の考え方、確かに悲しいのわかります。わ

かりますけれども、大事な税金ですからね、わざわざあいう1日か2日のためにあいうテントを借りるとかではなくて、例えば大槌高校の体育館を借りるとか、可能であれば大槌中学校の体育館、使えばいいと思うんですが、見ていませんけれども床なんか相当壊れていると思いますのでね。大槌高校の体育館を借りるとかなんかで、最大限費用をかけないような、やっぱり形よりも心だと思うんですよね。ちょっとそれですけれども、吉里吉里の僧侶さんらが朝日新聞に出て、横浜から電話もらいました。やっぱりもう少し神・仏に対する考え方、やっぱり役場が先頭に立って変えていかないと、さっぱり大槌、変わっていかないと思うんですよ。そういう意味もありますので、何とか費用をかけないで大槌高校あたりをお借りしてやれば、余り金かけないで済むんじゃないかなと思いますので、ひとつよろしくお願いします。回答はいいです。

○議長（阿部六平君） 小松君。

○7番（小松則明君） 私も関連で、議長、違うということだったら違うと注意してください。しかしながら、ほかで言うところがありません。よろしくお願いします。

合同慰霊祭、言うなれば亡くなった方々の慰霊という中で、何回も前からしゃべっているんだけど、この2カ月間、もうサイレン鳴ってないよ。きょう、もう7日です。あと何日か後ではまた9カ月目となります。本当に1年の慰霊祭、一周忌の慰霊祭ということだけれども、私たち町民は、この多大な人命を亡くしてきている1カ月1カ月が本当に身にしみるときなんです。そのときに、本来なればサイレンを鳴らして、その中に大槌町民のトップである首長が一言、マイク入れました。だけれども、もう9カ月たちましたとか、また、あなた方の家族、生きていらっしゃる方々に対しても、もう少し踏ん張ってくださいとか、そういう意味でメッセージを毎月、短くていいです。大槌のトップとして、大槌の町民をこれから守っていきますよ、だからついてきてくださいと。これが今の町長に課せられた義務でもあると思いますが、その中で今度の11日は鳴りますか。お願いいたします。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 今度の11日については、町長からメッセージをとということを考えております。年の瀬ということになりますし。そういうことで、準備をしております。

○議長（阿部六平君） 小松君。

○7番（小松則明君） 本当にありがとうございます。そういう言葉を聞いて、本当に私

はきのう、町長からそれこそ答弁をいただきまして、早速、ちょっとずれますけれども、それに対してもじいちゃん、ばあちゃんとかに言ってかなり喜ばれました。きょうのこの言葉もすぐに伝えたいと思いますので、本当にありがとうございます。

○議長（阿部六平君） 進行します。4款衛生費1項保健衛生費。

2項衛生費。

18ページ、6款農林水産業費1項農業費。

3項水産業費。（「ちょっと待ってください。衛生費のところの清掃のところ、お願いします。17ページの続きです。18ページ上段。よろしいでしょうか」の声あり）東梅君。

○3番（東梅 守君） この委託料で、大槌町リサイクルセンター整備に伴うとあります。この整備の内容についてご説明をいただければと思います。

○議長（阿部六平君） 町民課長。

○町民課長（中村一弘君） 東梅議員から質問ありましたリサイクルセンター整備に伴う工事ですけれども、リサイクルの資源ごみの選別等の施設の整備ということで予定しておりましたけれども、今回、それに伴う工事の方が中止になりましたので、減額になっております。

○議長（阿部六平君） 東梅君。

○3番（東梅 守君） それでは、せっかくの予算のあれですので、できればリサイクルセンター、今現在、周りを金網のフェンスでふさがれたままの状態であります。できれば、ここをちゃんと中が、見えないというのはよくないのかもしれませんが、いろんな処理を伴うときに粉じんであつたりとかいろんなごみが飛んだりとかという状況があつて、地域の環境を汚すという問題が発生しておりますので、できればきちとした形の囲いをしていただければなというふうに思っております。

それから、もう一つ、この解体工事なんですけど、これはいつごろ始まる予定なんですか。煙突の解体。

○議長（阿部六平君） 町民課長。

○町民課長（中村一弘君） 煙突解体工事ですけれども、それにつきましては、周囲に住宅がありまして、煙突自体も（聴取不能）危ない状態になっておりますので、できれば今年度中に解体を行いたい。今、見積もり等を参考としてとりまして、今、検討しております。

○議長（阿部六平君） 進行します。7款商工費1項商工費。

8款土木費。（「進行」の声あり）

すみません。6款の農業水産業費1項農業費。（「進行」の声あり）

3項水産業費。（「進行」の声あり）

7款商工費1項商工費。（「進行」の声あり）

8款土木費1項土木管理費。ありませんか。（「進行」の声あり）

2項道路橋梁費。

20ページ、4項都市計画費。

5項住宅費。

9款消防費。芳賀君。

○2番（芳賀 潤君） 消防団の団員報酬、過年度分支出で報酬等出動手当とありますけれども、過年度分、22年度分だと思うんですが、ここの説明をよろしくお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 消防課長。

○消防課長（岩間 淳君） これは、本来であれば支出される予定でありましたけれども、手違いがありまして（聴取不能）ということで今回上げました。

○議長（阿部六平君） 芳賀君。

○2番（芳賀 潤君） 消防の会計ではないですけども、分団長から聞いたところによると、3月11日の震災時は過年度ですよ、22年度。3月31日までの団員報酬の支払いはあったんですけども、あの数字は本当なのかという話を聞きました。というのは、会計の方から聞いたら、例えば3分団、吉里吉里に1部、2部、3部の三つの部があるわけですよ。そこに45万入金あったと。そうすれば、1部当たり頭割りで15万。我々は、出動手当の報酬願というので、何月何日から何月何日までだれが出た。もちろん、3月11日からほとんど全員不眠不休でやったと。欲しいとか、高いとか安いとかではなくて、それが何か一律1部当たり15万だったという話を聞いたんですが、その事実はどうでしょう。

○議長（阿部六平君） 消防課長。

○消防課長（岩間 淳君） 出動手当については、年間で予算が組まれておりますので、その中での上半期・下半期で支出している状況です。

○議長（阿部六平君） 芳賀君。

○2番（芳賀 潤君） 3回目だから最後なんですけれども、その年度予算はわかります。でも、震災後の、例えば3月11から31の20日間については、年度予算でどうにかなる話ではないわけですよ、もちろん。その当時、遺体の捜索やら、もちろん安否確認やら、いろんなところで各消防団が、本部も流された町方、犠牲者を出した安渡、赤浜、我々の浪板もそうですけれども、そういう中でも本当に不眠不休でみんなバスの中で寝泊まりしながら、おにぎりも最後に食べながらということをやってきて、それが、例えば数字で言うと本当に、冷たいような数字になるんですけれども、15万で切られたという思いが団の中にはあるんですよ。だから、この前日報にも載っていました。消防団員辞めたいのが25%。消防団というのは町の所属ですから、今後の町のあり方もそうなんですけれども、やはり失った団員は確保していかないといけないし、そういう中で、身を犠牲にして命まで落として昼夜を問わず稼いで。補償の問題もそうですいろいろなことがあるんですけれども、こういうあり方はやはり改善するなり、さかのぼってというのであれば、3月11から31の20日間というのは、やっぱりもう一回、さかのぼっても、補正し直しても、それ相当のものをきちんとしてあげるのが。前回の定例会でも質問しましたけれども、屯所もままならない状態で仮設のプレハブ1戸でという世界ですから、やはりここら辺はもう一回再考していただきたい。答弁は要らないです、要望ですので。

○議長（阿部六平君） 副町長。

○副町長（佐々木 彰君） 今、消防課長が答弁しましたが、通常はそういう形で、今まで出動手当をある意味、枠の中でお願いしてきたという経緯がございます。しかしながら、今、芳賀議員さんがおっしゃるように、こういう形になってこういう状況でありますので、既に町長が指示をしましてそこを今、精査しているところでございます。

（「ありがとうございます。よろしく申し上げます」の声あり）

○議長（阿部六平君） 10款教育費 1項教育総務費。

2項小学校費。

21ページ、3項中学校費。東梅君。

○3番（東梅 守君） 小学校費のところ、お願いします。学校管理費のところなんですけれども、実は北小のところ、今、仮設の商店街ができているわけなんです、この小学校の建物が被災当時のまま。片づけられるところは片づけられていたんですが、窓が割れたりとか出入口が開いたままとかという状況で、あそこが商店街として始まった場合に大変危険な場所ではないのかなと。例えば非行の場所にもなりかねないという点を

考えれば、あそこを何らかの形で塞ぐ必要性があるのではないかなと。

それから、先日、私、開校式という形があったというのを聞いて行って来たんですが、2階をケアマネジャーとか介護士の勉強をする学校が2階を借りているんですが、そのやっている方にお話をして、何でこういう状況の中でやっているのと聞いたら、いや、これは手をつけるなど言われたと。それはどういうことかという、1階から2階に上がるのに、1階を裏から入って通るときに、天井が被災したままの状況で天井が落ちそうな状況なんですね。そこを頑張って2階に上がって教室に入るという段階で、何でこういうところを借りたんだという話をしたら、いや、ここしかなかったと。私、口を悪く言えば、借りる方も借りる方だし貸す方も貸す方だなどと思ってしまった。そこに通う30数名の生徒さんが、毎日、そこを通るわけです。大変危険だなど思いました。こういったところもやっぱり行政としてきちんと対応して貸した方がいいのではないかなと思いますので、できれば安全対策を早急にしていきたいなと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（阿部六平君） 要望。（「要望になります」の声あり）

進行します。3項中学校費。

4項社会教育費。

5項保健体育費。

11款災害復旧費2項土木施設災害復旧費。後藤君。

○10番（後藤高明君） 私、ちょっとわからないのでお尋ねしますが、ふ化場公園災害復旧工事とありますけれども、大変な金額です。あの公園について、若い人たちはピンとこないと思うんですが、結構高齢者の方々が、一体何なもんだべなど。あその場所、ご存じのとおり、皇室の方々が代々お見えになって、それなりの碑が立てられて、あそこは少なくとも大槌町民の憩いの場だったんですよね、唯一の。それがここ20年ぐらいの間にあのように姿を変えてしまって、公園全体がふ化場施設になってしまって。たまたま議員やっているものですから、後藤先生あれ何なんだろうと。あと、実は、何にか関連しますが、ふ化場入り口の斜面が崩れましたよね。あのときに民主党の先生方がいらして私も黄川田 徹先生と一緒にしたんですが、そのときにあの公園に入って行って、何だこ先生と。皇室の方々の碑があるところ、何だべこのざまということを言われました。

ということで、果たしてこの経費で、これを復旧工事、当てはまらないような気がす

るんですが、その辺どうですか。むしろ土木でなくて水産業費の方にでも入っていた方がいような気がするんだけども。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 実はふ化場公園については、先日、国交省、都市局と財務省の方から現地査定出ました。その中で、工事の内容は、被災した部分なんです、フェンスはほとんど壊れたのでそれをやるのと、あとは便所の中のブースが壊れたのでその直しと、照明器具が1機壊れています、外の部分なんです、その査定を受けて、申請額どおりの金額257万7,000円です。それで100%の決定額になっておりました。それ以外は被災していないということで、今言った3点について査定出ております。

○議長（阿部六平君） 後藤君。

○10番（後藤高明君） わかりましたが、国の査定はわかったんだけど、あの正しい名称は、ふ化場公園というのは正式名称なわけですね。（「そのとおりです」の声あり）それで、中身はもう全く公園じゃないんだよね。この際やめたら、公園と言うのは、あそこは。このまま続けていくとすれば。どうですか、町長さん。町長も総務課長で長々携わってきたわけですけども。みんなお年寄りも嘆いています、はっきり言う。どうでしょうか。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） ふ化場公園については、町民が長くなれ親しんできたところであり、復興計画の中でどう対応すべきかということも、さらに町民の皆さんの意見を聞きながら対応しなければならないかなとは思っております。

○議長（阿部六平君） 後藤君。

○10番（後藤高明君） 若い人たちのために、知っている限りね。あそこに、そもそもはマスのふ化場だったんですあそこは、サケでなくてね。流された下側の駐車場、郵便局、御社地。あそこに当初は大槌初のふ化場があったんです。市街地になったために、あその場所選んで、そもそもはサケでなくてマスのふ化場だった。マスのふ化場があって、釣り堀があって、結構大槌町外からの釜石とかあちこちから来て、大変静かな楽しい場所であったわけですけども、それらがいつの間にかああいう状態になってしまっている。だから、もう思い切ってまちづくりの一環として、大槌中学校の用地等も含めて、あの辺一帯のあり方もやっぱり再考したらどうかなと思いますけれども、どうですか。

○議長（阿部六平君） 町長。

- 町長（碓川 豊君） あの場所は、議員ご承知のとおりイトヨ等も生息していますし、そして、ふ化場としての歴史もあります。中学校の跡地の関係もあります。さらに、環境がいいような形に、その公園を廃止するとか、あるいはふ化場のところを、イトヨの環境を改善するとかということではなくて、いずれ環境に配慮した、景観に配慮した公園整備というふうなものを考えていかなければならないのではないかなというふうに思っております。
- 議長（阿部六平君） 岩崎君。
- 11番（岩崎松生君） ふ化場について関連します。一つ、あの場所は町の公園、ふ化場も町のものなのか、漁協のものなのか確認します。
- 議長（阿部六平君） 地域整備課長。
- 地域整備課長（土橋清一君） 町のものです。
- 議長（阿部六平君） 岩崎君。
- 11番（岩崎松生君） あの場所は、大槌町は震災になってから憩いの場がないと、そういう意味でも整備してほしいんですが、あの場所は我々が中学生のころ、後藤議員が言っていたように釣り堀があって、よくマスとか釣ってにぎわっていたんです。公園としてもあのころは本当にいいところだなと思って、学生ながらに思っていました。それが、ふ化場といいますか、サケ・マスの稚魚をふ化するというのが出て、何か環境が変わって公園らしくなくなったなという感じしております。今こういう時期だけれども、やっぱりあの辺をきちんと公園等整備して、ふ化場はどこかに移設できないものか、移動できないものかなと思います。そういう形でやって、中学校、その辺一帯を含めての大槌町の町民の憩いの場として整備していけばいいのではないかなと思いますが、その辺、考え方はないですか。つい散歩したくなるような。
- 議長（阿部六平君） 副町長。
- 副町長（佐々木 彰君） いずれにしても、皆さんが言っているように、大槌は水が特色があるということで、その一つがあそこの源水、名前も源水ですから。そして、今、町長が言うようなイトヨの問題もある。いずれにしてもあそこは、イトヨは生かしていかなければならないんですが、ふ化場とかの関係、それから漁協との関係も出てきますので、その辺は今ここでどうする、ああするということはちょっと難しいかなと。皆さんのご意見等も踏まえて検討をしていこうかなというふうに思っております。（「よろしくお願いします」の声あり）

○議長（阿部六平君） 12款公債費 1項公債費。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第66号平成23年度大槌町一般会計補正予算（第5号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（阿部六平君） 午後1時まで休憩いたします。

休 憩 午前11時45分

○

再 開 午後 1時00分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

○

日程第6 議案第67号 平成23年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第6、議案第67号平成23年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） 平成23年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算案についてご説明申し上げます。

お手元の議案第67号の1ページをお開き願います。議案第67号の1ページでございます。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。1款国民健康保険税1項国民健康保険税であります。補正額2億1,991万円の減額は、震災に伴う減免によるものであります。

次に、4款国庫支出金2項国庫補助金であります。補正額4億5,844万3,000円の増額は、震災による現年分の補てんとして財政調整基金交付金及び災害臨時特例補助金を見込むものでございます。

次に、5款県支出金2項県補助金であります。補正額100万円の減額は、震災により未実施であった事業に係る特別調整交付金の減額であります。

次に、8款前期高齢者交付金1項前期高齢者交付金であります。補正額2,464万円の減額は、前年度分の確定に伴うものであります。

次に、11款繰入金1項他会計繰入金であります。補正額83万8,000円の減額は、震災に伴う扶助費の増額により、一般会計繰入金を減額するものであります。

次に、12款繰越金1項繰越金であります。補正額5,250万5,000円の増額は、前年度の事業の精算に伴い、剰余額を後年度に繰り越すものであります。

13款諸収入3項雑入であります。補正額200万円の減額は、特定健康診査の一部負担金を無料で実施したことに伴う減額であります。

2ページにまいりまして、歳出。1款総務費1項総務管理費であります。補正額19万3,000円の増額は、職員手当の増に伴うものであります。

2項徴税費の120万円の減額は、嘱託徴収員報償費の減によるものであります。

次に、2款保険給付費1項療養諸費であります。補正額3億680万1,000円の増額は、震災による一部負担金免除対象者の医療費について、一時、町が全額を負担することに伴う増額であります。

2項高額療養費の7,666万2,000円の減額は、災害による一部負担金の免除に伴うものであります。

5項葬祭諸費の840万円の増額は、災害による死亡者の葬祭費の増に伴うものであります。

次に、3款後期高齢者支援金1項後期高齢者支援金の補正額1,250万5,000円の増額、並びに4款前期高齢者納付金1項前期高齢者納付金の補正額21万1,000円の増額、さらに、5款老人保健拠出金1項老人保健拠出金の補正額50万円の減額、並びに6款介護納付金1項介護納付金の補正額232万円の増額は、いずれも前年度の事業の確定に伴うものであります。

次に、11款諸支出金1項償還金及び還付加算金であります。補正額1,050万2,000円の増額は、震災による減免対象者に対する国保税還付金の増、並びに前年度の国庫負担金の精算に伴う返還金の増によるものであります。

以上、平成23年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算案につきましては、歳入歳出補正予算総額2億6,256万円を計上しているところでございます。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。5ページ、歳入。1款国民健康保険税1項国民健康保険税。（「進行」の声あり）

4款国庫支出金2項国庫補助金。（「進行」の声あり）

進行します。6ページ、5款県支出金2項県補助金。（「進行」の声あり）

8款前期高齢者交付金1項前期高齢者交付金。（「進行」の声あり）

11款繰入金1項他会計繰入金。（「進行」の声あり）

12款繰越金1項繰越金。（「進行」の声あり）

13款諸収入3項雑入。（「進行」の声あり）

7ページ、歳出。1款総務費1項総務管理費。（「進行」の声あり）

2項徴税費。

進行します。2款保険給付費1項療養諸費。

2項高額療養諸費。

8ページ、5項葬祭諸費。（「進行」の声あり）

3款後期高齢者支援金1項後期高齢者支援金。（「進行」の声あり）

4款前期高齢者交付金1項前期高齢者交付金。（「進行」の声あり）

5款老人保健拠出金1項老人保健拠出金。（「進行」の声あり）

6款介護納付金1項介護納付金。（「進行」の声あり）

11款諸支出金1項償還金及び還付加算金。（「進行」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第67号平成23年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第7 議案第68号 平成23年度大槌町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第7、議案第68号平成23年度大槌町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（山田美誉輝君） 議案第68号平成23年度大槌町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについて、内容をご説明申し上げます。

今回の補正は、事業費の確定に伴う一般会計からの繰り入れ及び人件費の調整、震災により金沢簡易水道拡張工事を今年度は中止したことにより、工事請負費の委託料を減額するものであります。

補正予算書の1ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正。歳入。2款国庫支出金1項国庫補助金、補正額599万9,000円の減は、工事を中止した件によるものです。

4款繰入金1項他会計繰入金、補正額394万8,000円の減は、繰越金が確定したことによる調整です。

5款繰越金1項繰越金、補正額520万5,000円の増は、22年度の繰越金であり、金額が多いのは3月期の定期償還が延長されたものです。

7款町債1項町債。補正額899万9,000円の減は、工事中止によるものです。

2ページをお願いします。

歳出。1款総務費1項総務管理費、補正額188万7,000円の減は、人件費の調整です。

3款建設費1項建設費、補正額1,499万9,000円の減は、工事中止によるものです。

4款公債費1項公債費、補正額314万5,000円の増は、22年度3月期定期償還の延長による23年度追加分であります。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

3ページ、第2表地方債補正。変更。

進行します。6ページ、歳入。歳入、一括審議をいたします。（「進行」の声あり）

進行します。歳出、一括質疑をいたします。野崎君。

○12番（野崎重太君） 所長さん、建設費3款、簡水の完成が中止になったということで、その内容はやっぱり、こちらの災害ができたから、お金が足りなくなるとか、さまざまなことで中止になったものか、その辺のところを。

○議長（阿部六平君） 水道事業所長。

○水道事業所長（山田美誉輝君） 当初、23年度で予定しておりましたけれども、この震災に伴いまして中止したということでございます。内容でございますけれども、23年、24年、2カ年で、折合地区35世帯に2億2,600万円で給水をしようとしたものであります。以上です。

○議長（阿部六平君） 野崎君。

○12番（野崎重太君） 被害をこうむった町は町でやっぱり、金沢は金沢でやっぱり水を必要としてやっているものだから、わかるよ。気持ちはわかるけれども、そういうお互いに大槌町民だということでもわかるけれども、やっぱり必要などころには必要なりにこれからの工事は私は続けていくべきだと思っています。どうですか。

○議長（阿部六平君） 水道事業所長。

○水道事業所長（山田美誉輝君） これにつきましては、上司の方と相談、協議しておりますので、ことしの3月までに結論を出せば24年度は認可変更をとりまして、25、26でできると思います。以上です。

○議長（阿部六平君） 阿部君。

○13番（阿部義正君） 本年度やるのは中止という話でございますが、利用する35世帯ですか、その人たちに対しての説明はどのように考えていますか。

○議長（阿部六平君） 水道事業所長。

○水道事業所長（山田美誉輝君） 一応、事情は説明はしたんですけれども、了解というか、してほしいという要望がありました。以上です。

○議長（阿部六平君） 金崎君。

○9番（金崎悟朗君） 今、2人の議員さんが言っていますけれども、この金沢の簡水、私があの人たちに話したら、この震災中、あそこを通った内陸から来る人たちに野菜を抛出したり、炊き出しまでやって、そして町の方が大変だと。だからまあ仕方ないかと、そこまで寛大になっているんですよ。だから、ぜひ、こういう気持ちまでなってくれる人たちを、確かに中止にせざるを得なかったのはわかりますけれども、これは本当に1年も早く、長年の懸案事項ですので、何とか早く予算をつけて、1年でも早く簡水を完成させるように、何とか議員が、皆さんも思っていますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。（「進行」の声あり）

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第68号平成23年度大槌町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第8 議案第69号 平成23年度大槌町学校給食特別会計補正予算（第1号）
を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第8、議案第69号平成23年度大槌町学校給食特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。教育部長。

○教育部長（佐藤達哉君） 議案第69号平成23年度大槌町学校給食特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

お手元の資料の1ページをお開き願います。

第1表歳入歳出補正予算についてでございます。

初めに歳入についてでございます。2款1項繰越金についてでございますが、補正額238万7,000円は、前年度繰越金でございまして、今回の補正財源として計上するものでございます。

次に、3款諸収入1項給食費徴収金についてでございますが、補正額5,600万7,000円の減は、学校給食費現年度徴収金の減額でございまして、本年度の児童生徒分の学校給食費が無料となっているため、減額するものでございます。

次に、4款繰入金1項一般会計繰入金についてでございます。補正額3,038万8,000円は、学校給食費現年度徴収金の減額に伴いまして一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、お手元の資料、2ページをお開き願います。

1款給食費1項学校給食費についてでございますが、補正額2,398万2,000円の減は、東日本大震災によりまして8月までの間、簡易給食で対応した部分でございます。賄い材料費の減額でございます。

以上で平成23年度大槌町学校給食特別会計補正予算についての概要説明といたします。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

5 ページ、歳入、一括審議いたします。野崎君。

○12番（野崎重太君） 歳入でも歳出でもとにかく、このことはいいんだ。これはこれでいいから。ただ、私が聞きたいのは、給食センターということで聞きたいのね。今度の東日本大震災ということで、我々は、議員は皆そうだと思うけれども、給食で、そこから、給食センターからさまざまな炊き出しが出るのではないかと、4,000食とか5,000食とか、数は忘れましたが、そういう思いで実際はありました。ところが、出てこない。なぜかといえば、電気が通じないから。それこそ新しいやり方でガスではなく電気だということで、それもいだろうけれども、当時の担当の課長さんは、議員さんたち、何言っているんだと。今の停電は長くて30分、5分もすればもう電気が来ますよと、そういう想定のもとで電化ということで進んだわけです。我々も、今までの現状からいけば、ああなるほどなど、どんな台風でも何でも3分もすれば電気もつくし、よっぽどのがなければ30分てこともありますけども、そうかなと思ってまいりましたけれども、今度は我々も想定もされないともでもない、それこそ東日本ということが起きたわけだ。だから、我々は、その当時の一つの東北電力の電源が来ている、補助電源が、発電機みたいのがあってそれで稼働するのかなというそういう考えを持っていたんだけれども、そういうこともなかった。実際的に、我々も少し頭がおかしいからだけれども、何月かの議会で、12月だったか9月だったか、去年ですよ、の議会で、発電機云々かんぬんという、そういう議題も通過した経過がありますが、その後、こうなってから、その発電機ということが設備されたのかどうか。残滓のことなんかいろいろありましたけれども、その中でも。主な発電機が設備されたのかどうか、その辺のところをお伺いしておきます。

○議長（阿部六平君） 学務課長。

○学務課長（鎌田精造君） 発電機につきましては、給食センターの方にはあるようですけれども、それが稼働しているかどうか、ちょっと私もまだ承知しておりません。

○議長（阿部六平君） 野崎君。

○12番（野崎重太君） だからね、何ていうのか、人任せといえば人任せ。もう少し真剣になって、我々は学校給食はもちろんそれはメインだけれども、それでも、こういう有

事の際にはそういう炊き出しもできるという給食センター、前の港町の給食センターでは津波が来れば終わりだよと。それでも、大槌中学校の跡地、そういうのもいろんなことをやりながら最後には吉里吉里に行った経過があるんです。あそこで実際的には津波災害も免れたから正解だと思うけれども。ただ、それにかかわるそういう設備的ができてなくて、いろんなそれこそ、本当に飯が食いたくて困っているときに、そういうせっかくのそういう思いでつくった施設が利用できないということは、我々も何だかと思うときがあったから。だから、全体的にその場しのぎだけではなく、いつでも対応できるような、給食ということも考えながらね。もちろんそれは学校給食はメインですよ。それはわかります。でも、大槌町民が何かあったときで困ったときに対応できるような、そういう給食センターであってほしいと思うし、一刻も早く、その辺は発電機でも何でも、ちゃんと見回りしてから使えるような、また何か来るかもわからないよ。これで終わりというわけじゃないんだから。どういう経緯になるかわからないし。そういうことも踏まえながら、次の行動に移してもらいたいと思います。

答弁いいよ。

○5番（阿部俊作君） 発電機そのものはあるわけですか。（「はい」の声あり）わかりました。

○議長（阿部六平君） 後藤君。

○10番（後藤高明君） 野崎議員に関連して。関係を聞いていると、あれをつくったのは何億って投下したんですね。散々もめて、あその場所へ行って。今回の震災で大失敗したわけです。それにもかかわらず現状を把握していないというのは、ちょっとおかしいと思いませんか、担当者として。やっぱりうまくないと思います。それが1点と、あと、ちょっとお伺いしますが、歳入の1項給食費徴収金、これ5,000万ですね、約。これは結局、金を集めなかったという数字なんですよ。（「そうです」の声あり）それで、実はこれは甘輝舎という会社に委託して、学校給食関係は。その辺との関係はどうなるんですか。

○議長（阿部六平君） 学務課長。

○学務課長（鎌田精造君） 後藤議員さんご存じのように、甘輝舎の方で、14名の社員の方でセンターの方、従事していただいております。私ども、なかなか現場の方に認識不足であれですけれども、今後、センターと連携をとりながらやっていきたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 進行します。（「いやいや」の声あり）教育長。

○教育長（伊藤正治君） 先ほどの野崎議員さん、それから今、後藤議員さんの質問のところの電源の確保ですけれども、イブキ産業さんと災害時の協定を結んでおりまして、発電機は入ってきてございます。ただ、それがうまく機能できなかったということで、大変申しわけなかったなというふうに思っております。あと、災害時、高压電源車が入ることでそこで電源の確保ができるということで対応できる場所でしたけれども、手違いがありまして、高压電源車が別の方の避難所の方に行って繋いでしまったということで、給食センターの方には高压電源車を配置できませんでした。そういうことで、電源が確保できずに供給できなかったということで、こちらの指示等の手違いで大変申しわけなく思っております。

甘輝舎につきましては、甘輝舎は調理と配送の委託をしてございまして、徴収金については全部食材の賄い費ということで充ててございます。

○議長（阿部六平君） 後藤君。

○10番（後藤高明君） また新しいのが出てきましたよね。イブキ産業とか何とか。こういうのはやっぱり直ちに解約というのか、契約を解除した方がいいと思います。（「そのとおりで」の声あり）これだけ町民に大変な迷惑をかけたわけだから。すみませんじゃ済まないと思うんですよね。（「賛成」の声あり）そこはもう厳しくいった方がいいと思いますけれども。教育委員会もそうですけれども。それが1点と、甘輝舎は結局、この予算で動いているわけですよ。そうですね。そうでしょう。子供から集めたお金で動いているわけですよ。会社の役員いるわけだから。株主さんやなんかもいるわけですよ。動いているわけだから、これほどの金額が集まらないということになれば、一体、甘輝舎、立ち入っていかどうかわかりませんが、果たしてこういうのが入ってくる、入ってこないとどうなるんだべなど。その辺なんですよ。今はもうやっていますよね、車動いていますから。その間の甘輝舎との関係はどうなるんだべなどと思ってね。その辺もしわかっていれば。

○議長（阿部六平君） 副町長。

○副町長（佐々木 彰君） 前段の件でございますが、今教育長が答弁したように、電気の関係ということでございますが、いずれにしてもあの施設は恐らく災害時にも対応するんだというようなことで建築したという状況にもあります。したがって、結果、対応できなかったということについては検証する必要があるのかなというふうに考えて

おりますので、原因が何であったのか、それだけだったのか、だとすればどこに責任があったのか、その辺を含めて検証してみたいと思います。

○議長（阿部六平君） 阿部君。

○5番（阿部俊作君） それは、検証は必要だと思います。今、発電機はあるということなんですけれども、イブキリース産業という契約であれば、機械そのものはその場所にはないということですね。リース会社ですずっと置いているわけですね。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） イブキ産業さんと災害時の協定は結んでいました。しかし、災害時、電話も通じない状態で、そして道路も来れない状態ということで、実は国交省さんの方に要請しまして、米を炊けるところ、御飯炊くところだけが切りかえるような装置をつけていまして、発電機をそこにセットしました。ただ、災害時、水も止まってしまっていて、そういう状態が長く続いたので使えなかったと私、認識しております。一応、国交省の手配は私、しました。で、もう返していました。（「返した」の声あり）一応電気が来たということで、一応解消されています。

○議長（阿部六平君） 小松君。

○7番（小松則明君） 土橋課長、本当にそのとおりでございます。だから、あのとき、つくるときからかなり私も議論にいろいろ参加しておりました。今回の検証というのも、これから大事ですけれども、確かに今言ったように、震災来ました。じゃあ、これからということの検証になると思うんですけれども、リース契約していても、震災当日、通れなかった。ライフラインが通れなかったと。じゃあ、今からどうするんだという、今後、宮城県のやつもある。30年に1回。それから、いろんなものがあるという中で、早急にこれはまず、電源の確保、それをすぐにでも確保し、また、今度、水タンクの吸い上げる部分、それもしなくちゃならないということなので、つけ加えて、水のやつも、タンクだけじゃないです、飯は水がなければ炊けないよと、そういうところまで考えて早急に対処しておけば、何があっても大槌町は災害に強い町ですよ。これからうたう、うたうって、そういう話になりますので、そのところはよくお考えになって実施してください。お願いします。（「議長、1回残っているよね」の声あり）

○議長（阿部六平君） 後藤君。

○10番（後藤高明君） 土橋課長、あなたが言うようなことがあるから、発電機を備えておかなきゃならなかったんですね。山崎 衛君の回答はそうだったんです。だれし

もそれを信じていたわけですよ。当然、わかっているからね、電気と、また道路等とかも。だから、そのために備えつけておかなきゃならないわけですね。幸いに3月11日の夜にここは電気ついたと、そうあってほしいわけですよ。だからこれは早急に、契約の仕方どうだったかわからないですけども、やっぱり約束を守らないような業者とはもうこれはちゃんと整理するということをお願いしておきたいと思うんですが。さっぱり私、甘輝舎の関係はもう大丈夫なのね、町と。であれば、わかりました。よろしく願いします。以上です。

○議長（阿部六平君） 進行します。

歳出。（「進行」の声あり）

学校給食費。（「進行」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第69号平成23年度大槌町学校給食特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第9 議案第70号 平成23年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第9、議案第70号平成23年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 議案第70号平成23年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

1ページ目をごらんください。

第1表歳入歳出予算補正です。

歳入です。5款繰入金1項他会計繰入金、補正額マイナス634万8,000円の主なものは、

下水道管理費及び下水道事業費の職員給料等の減によるものです。

6 款繰越金 1 項繰越金、補正額8,738万5,000円は、前年度繰越金です。

歳入合計は補正額8,103万7,000円で、計30億9,576万7,000円となります。

2 ページ目をお願いいたします。

1 款下水道管理費 1 項下水道管理費、補正額マイナス194万5,000円の主なものは、職員給料等の減によるものです。

2 款下水道事業費 1 項下水道整備費、補正額マイナス88万1,000円の主なものは、職員給料等の減によるものです。

3 款公債費 1 項公債費、補正額8,386万3,000円は、町債元利償還金です。

歳出合計は、補正額8,103万7,000円で、計30億9,576万7,000円となります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 5 ページ、歳入、一括審議をいたします。（「進行」の声あり）

進行します。歳出、一括審議をいたします。野崎君。

○12番（野崎重太君） けちくさいことを言うようだけれども、漁村集落でもこの下水も行われることなただけけれども、実際的には負担金というのは、そのうちに対して負担金があるということで、（聴取不能）ということで払っているわけさ。そして、今度、町の中もこのぐらいもう建てられないと、そういうことも出てくるわけだ。そういう人たちも、今まで下水を使ったから負担金は払っているわけさ。そして、例えば高台移転ということで新しい土地に行った場合に、また新たに下水道を通れば負担金を出さなければならなくなってくる。やらないの、変な顔していたけれども。例えばね。やらなければやらないで済むが、高台に移転してうちを建てた場合には、やっぱり下水道負担金が出るよということになるわけだ、と思う。そのときに、前々に、例えばここにあった住宅は、負担金を払ったら、（聴取不能）埋め立てやろうと何しようかだめになって使い物にならなくなったら、そのギャップはどうなってくるの。ここでもう、うち建てられない、使い物にならないから、その分は高台に行ったら免除しますとか、例えば30万払ったから、当時は坪数大きくて30万払ったから、今度は70坪だから25万にするかとか、そういう何かしらの手だてというのはないんですか。それとも、この前（聴取不能）聞いたならば、新たに行ったところは払うんだという答弁をもらった結果があったんですがね。その辺のところはどうなるんだか。やっぱり町民はそういうところを悩んでいるんですよ、实际的に。せっかく引っ張って、負担金を払って、1年か2年使ったらペアに

なったと。そうすれば、また別なところに行けばまた払わねばねという、そういう、都合悪いというか、当たり前といえども当たり前かもしれないけれども、それは町民が悩んでいるところがあるのさ。そういうところをちょっとお伺いしたい。

○議長（阿部六平君） 地域振興課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 現在、まだ、国・県等から通達というか、こうしようあししようというのではないんですけども、やはり、今まで下水道受益者負担金、あと分担金を払ってる方々が例えば高台移転になった場合、やはり相殺があるべきと考えます。（「と思う。そうなるようにお願いしますよ」の声あり）

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第70号平成23年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第10 議案第71号 平成23年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第10、議案71号平成23年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 議案第71号平成23年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

1 ページ目をごらんください。

第1表歳入歳出予算補正です。

歳入。3款県支出金1項県補助金、補正額1億7,696万3,000円は、処理場施設の応急復旧事業によるものです。

4款繰入金1項他会計繰入金、補正額2億546万2,000円は、同じく処理場施設の応急

復旧事業によるものです。

5 款繰越金 1 項繰越金、補正額3,644万4,000円は、前年度繰越金です。

7 款町債 1 項町債、補正額100万円は、処理場施設の応急復旧事業によるものです。

歳入合計は、補正額 4 億1,986万9,000円で、計 6 億6,190万4,000円となります。

2 ページをお願いします。

歳出。3 款公債費 1 項公債費、補正額3,357万8,000円は、町債元利償還金です。

5 款災害復旧費 1 項漁業集落排水処理施設災害復旧費、補正額 3 億8,629万1,000円は、処理場施設の応急復旧事業によるものです。

歳出合計は、補正額 4 億1,986万9,000円で、計 6 億6,190万4,000円となります。

3 ページをお願いします。第 2 表地方債補正。

変更。起債の目的、漁業集落排水処理事業処理施設災害復旧事業です。補正前、限度額540万円。起債の方法、証書借り入れまたは証券発行。利率、年 5 %以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率になります。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により措置期間及び償還期間を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利率に借りかえることができる。補正後、限度額640万円。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じですので省略させていただきます。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

3 ページ、第 2 表地方債補正。（「進行」の声あり）

進行します。6 ページ、歳入、一括審議いたします。後藤君。

○10番（後藤高明君） 予算と関係なく。あそこを通過して毎日見ているんですけども、周り見ていると動いているのかなというような状態ですよね。ある方から言われたんですけども、何だ、真っ黒いのが出てつけぞと言われました。正常までいかななくても、機能はしているわけ。大体今、何世帯ぐらいが使っているの。下の方はほとんどやられてしまったわけだから、4 丁目の方かな。その辺、数は把握していませんか。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） すみません、一応把握していましたが。ただ、資料、決算の方の綴りに入れておきまして、現在持ってきておりません。ただ、3 分の 1 から 3 分

の2は、全体的に、使っていると思われます。

○議長（阿部六平君） 後藤君。

○10番（後藤高明君） 真っ黒いのが出てつけぞと言われたんだけど、それは大丈夫ですか。

○議長（阿部六平君） 地域課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 実は今、固形塩素という粒状の5センチくらいの球を通して簡易処理しています。ただ、それもやっぱり本式じゃないので、今度の補正予算をいただければ、少し、高度処理メーターのものまではやれると考えております。

○議長（阿部六平君） 後藤君。

○10番（後藤高明君） 海を汚しちゃだめだから、それを心配して聞くんですけども、ひとつ何とか頑張って早く前のように、もとのように、頑張っていたきたいなと思います。以上です。

○議長（阿部六平君） 7ページ、一括質疑いたします。（「進行」の声あり）

進行します。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第71号平成23年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第11 議案第72号 平成23年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第11、議案第72号平成23年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） それでは、平成23年度大槌町介護保険特別会計補正予算案についてご説明を申し上げます。

お手元の議案第72号の1ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。歳入。1款保険料1項介護保険料であります。補正額4,923万2,000円の減額は、震災に伴う減免によるものであります。

次に、3款国庫支出金1項国庫負担金であります。補正額3,200万円の増額は、震災後、国の特例措置によりまして施設入所件数が増加したことに伴う増額であります。

2項国庫補助金7,598万9,000円の増額につきましては、震災後の特例措置による被保険者の介護保険料の減免額を補てんするための国庫補助金の増額であります。

次に、4款支払基金交付金1項支払基金交付金であります。4,827万9,000円の増額は、施設入所分の給付費の増加に伴う増額であります。

次に、5款県支出金1項県負担金であります。2,000万円の増額は、法令に基づき、介護給付額の一定割合を県が負担するものでございまして、施設入所分の所要額の増加に伴い、増額計上するものであります。

3項県補助金212万9,000円の増額につきましては、平成21年度における介護予防に関する事業に係る過年度分の補助金精算に伴う増額であります。

次に、7款繰入金1項特別会計繰入金であります。2,372万3,000円の増額は、介護保険制度における市町村の負担割合、これは8分の1ということになりますが、この負担に係る繰入金でございまして、介護保険給付費の伸びに伴い増額調整するものであります。

次に、8款繰越金1項繰越金であります。1,976万円の増額は、前年度の事業の精算に伴い剰余額を当年度に繰り越すものであります。

2ページにまいりまして、歳出。1款総務費1項総務管理費であります。30万5,000円の増額は、震災後の特例措置による保険料の減免措置に伴い、特別徴収の対象者にその（聴取不能）を支払うための郵券料に係る増額でございます。

次に、2款保険給付費1項介護サービス等諸費であります。1億6,000万円の増額は、震災後、施設入所者が増加したことに伴う介護給付費の増加に伴う増額でございます。

次に、5款介護予防支援事業費1項介護予防支援事業費であります。341万8,000円の増額は、本年4月から職員1名を増加したことに伴う人件費の増額でございます。

次に、6款基金積立金1項基金積立金であります。4万3,000円の増額は預金利子に係る積立金でございます。

次に、8款諸支出金1項償還金及び還付加算金であります。588万7,000円の増額は、

震災によりお亡くなりになりました被保険者の方々の本年3月分の保険料に係る還付金等の計上に伴うものでございます。

3項繰出金、299万5,000円の増額につきましては、平成22年度における介護給付費負担金等の過年度の精算に伴う返還金に係る増額でございます。

以上、平成23年度大槌町介護保険特別会計補正予算案につきましては、歳入歳出補正予算総額1億7,564万8,000円を計上しているところでございます。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。5ページ、歳入。1款保険料1項介護保険料。

（「なし」の声あり）

3款国庫支出金1項国庫負担金。（「進行」の声あり）

2項国庫補助金。（「進行」の声あり）

4款支払基金交付金1項支払基金交付金。（「進行」の声あり）

5款県支出金1項県負担金。（「進行」の声あり）

3項県補助金。（「進行」の声あり）

7款繰入金1項一般会計繰入金。（「進行」の声あり）

8款繰越金1項繰越金。（「進行」の声あり）

7ページ、歳出に入ります。

1款総務費1項総務管理費。（「進行」の声あり）

2款保険給付費1項介護保険給付費。東梅 守君。

○3番（東梅 守君） この1億6,000万、負担金の増は、入所者の増によるとありましたが、どのぐらいの人数が増えたのか、わかれば教えていただきたいと思うんですが。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） （聴取不能）資料、最新ということではございませんけれども、平成23年、本年の2月現在の数字で申し上げますと、施設に入っている方々が、町内・町外、県内も含めまして205名いらっしゃいました。これは、直近の数値というのは9月末ということで発行しておりますが、計で265名ということになってございます。2月と比較をいたしまして60名の増加、率にいたしますと29.3%で計上となります。ただ、これは現在、落ちついてきている数字でございます、4月におきましてはさらに多い数字でございました。震災直後ということで、なかなか、県外にいらっしゃる方も

多かったわけですが、一応念のためといいますか、参考までに4月末の数値もお知らせしたいと思います。4月末現在ですと291名、施設に入所されていたという状況でございます。これは先ほど申し上げましたとおり、2月末の205名に比べますと86名が増加をし、率にいたしますと45%も増加したということでございます。（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（阿部六平君） 芳賀君。

○2番（芳賀 潤君） その200数十名の中で、今言われた分というのは釜石市も入りませんか。広域で釜石は除外された市町村でしょうか。60名というのは。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） 釜石市の施設につきましても入ってございまして、現状ですと25名、釜石の施設の方をお願いしている状況でございます。

○議長（阿部六平君） 芳賀君。

○2番（芳賀 潤君） ということは、ただ単純に60名から25名を引くと35名ということで（聴取不能）我々も照会しました。県内、盛岡、北上、花巻、どうしても老人ホームに入れなれないといけない状況だけれども、もう入るスペースも何もない。らふたあでも、三陸園でもあかね会でも全部定員オーバーで受け入れていると。県内は各施設とも落ちついてはきているけれども、まだまだ定員オーバーの特例入所で見ないといけないという事実が県内、東北3県全部そうです。ただ、その通知が24年の2月末で切れると私は承知していますがけれども、これが延長されなければ、例えば盛岡に入る大槌町の高齢者の人に出てもらわないといけないという話になるので、何かそういう県と協議する機会があれば、まだまだ被災地ではそういう枠は必要なんだということで申し添えてもらえればと思います。よろしくをお願いします。

○議長（阿部六平君） 5款介護予防支援事業費1項介護予防支援事業費。（「進行」の声あり）

6款基金積立金1項基金積立金。（「進行」の声あり）

8款拠出金1項償還金及び還付加算金。（「進行」の声あり）

3項拠出金。（「進行」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第72号平成23年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第2号）を定める

ことについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(阿部六平君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第73号 平成23年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)を定めることについて

○議長(阿部六平君) 日程第12、議案第73号平成23年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長(門脇吉彦君) それでは、平成23年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

お手元の議案第73号の1ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。第6款繰越金1項繰越金であります。補正額27万5,000円の増額は、前年度の事業の精算に伴い、剰余額を本年度に繰り越すものでございます。

第7款諸収入2項償還金及び還付加算金であります。補正額225万円の増額は、過年度の保険料還付に伴う後期高齢者医療広域連合還付金の増額でございます。

2ページに参りまして、歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金であります。補正額1万9,000円の増額は、前年度決算に伴い確定した岩手県後期高齢者医療広域連合納付金の保険料負担金の増であります。

次に、3款諸支出金1項償還金及び還付加算金であります。補正額225万円の増額は、震災による住民異動に伴い、変更となる過年度保険料還付金の増等によるものでございます。

2項繰出金の補正額25万6,000円の増額は、前年度決算に伴う一般会計に対する繰出金の増でございます。

以上、平成23年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算案につきましては、歳入歳出補正予算総額252万5,000円を計上しているところでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

5 ページ、歳入。歳入、一括審議いたします。（「進行」の声あり）

6 ページ、歳出。歳出、一括審議いたします。（「進行」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第73号平成23年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後2時10分まで休憩いたします。

休 憩

午後2時00分

○

再 開

午後2時10分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（平野公三君） 先ほどの一般改正補正予算（第5号）において、議員の方から質問ありました消防団員報酬と消防団員の出勤手当についてお答えいたします。

消防団報酬につきましては、過年度分ということで平成22年度下半期消防団員の報酬が支払われなかったというようなことになっております。そのために298万3,000円を補正するものであります。

次に、消防団出勤手当につきましては、下半期という形で、上・下という形で消防団の出動手当が出ているんですが、下半期の10月1日から3月10日までの分について400万円ほど支出しております。それで、3月11日から3月31日までの分、これにつきましてはまだ出ていなかったというところがありまして、今回、補正で230万9,000円を補正をしてこれを支給していくということですので、3月11日から3月31日分ということでご理解いただきたいと思っております。（「ありがとうございます」の声あり）

○

日程第13 議案第74号 平成23年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を

定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第13、議案第74号平成23年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（山田美誉輝君） 議案第74号平成23年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについて、内容をご説明申し上げます。

31ページをごらんください。

第1条、平成23年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成23年度大槌町水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(1)給水戸数、補正予定量2,100戸の減、計3,900戸。(2)年間総配水量、補正予定量27万トンの減、計29万6,000トン。(3)1日平均配水量、補正予定量740トンの減、計3,550トンです。これは震災による家屋の全壊等による給水戸数の減によるものです。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。追加として括弧書き、収益的収入額が収益的支出済額に対し不足する額1億3,833万1,000円は、利益積立金895万円、建設改良積立金1億2,937万1,000円で補てんするものとする。

収入、第1款水道事業収益、補正予定額1億4,785万7,000円の減、計1億312万2,000円。第1項営業収益、補正予定額1億4,215万3,000円の減、計1億248万2,000円。それから、水道使用料の給水収益であります。第2項営業外収益、補正予算額570万4,000円の減、計53万8,000円。これは、下水道事務委託料であります。

2ページをお開き願います。

第4条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,562万1,000円は、当年度分勘定留保資金7,107万円、当年度消費税及び町消費税資本的収支調整額373万2,000円及び建設改良積立金4,082万9,000円で補てんするものとする。

収入。第1款資本的収入。補正額1,045万3,000円の増。計6,147万7,000円。

第1項企業債、補正予定額3,590万円減の計910万円、これは借入対象事業の事業費減

による調整であります。

第2項補助金、補正予定額4,632万8,000円の増、計4,645万1,000円、災害復旧事業補助金及び一般会計からの補助金であります。

第4項負担金補正予定額402万4,000円の増、計577万4,000円、これは消防署からの消火栓設置工事費の増による調整であります。

第5項工事負担金、補正予定額399万9,000円の減、計1,000円。これは地域整備課の白沢地区排水路整備工事の中止に伴う水道管布設拡張工事の減であります。

支出。第1款資本的支出。補正予定額1,112万2,000円の増、計1億7,647万円。

第1項建設改良費、補正予定額1,079万2,000円の減、計8,134万9,000円。これは工事費等の減額による調整であります。

第2項企業債償還金、補正予定額2,191万4,000円の増、計9,512万1,000円。これは22年度予算額に（聴取不能）された起債の償還額であります。

第5条、予算第5条中、1,843万8,000円を1,994万円に改める。これは（聴取不能）変更であります。

第6条、予算第6条表中、配水施設整備事業の欄を削除し配水管整備事業を、公営企業災害復旧事業の3,500万円を910万円に改める。配水管布設事業を中止し、災害復旧費事業としたものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

3ページ、平成23年度大槌町水道事業会計予算実施計画。収益的収入及び支出。

進行します。支出。

4ページ、資本的収入及び支出。（「進行」の声あり）

支出。

平成23年度大槌町水道事業会計資金計画。

進行します。

6ページ、債務負担行為に係る調書。（「進行」の声あり）

7ページ、平成23年度大槌町水道事業予定貸借対照表。資産の部。

進行します。負債の部。資本の部。

10ページ、大槌町水道事業会計予算説明書。収益的収入及び支出。一括審議いたします。（「進行」の声あり）

11ページ、進行します。

資本的収入及び支出、一括審議いたします。（「進行」の声あり）

14ページ、支出、一括審議いたします。（「進行」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第74号平成23年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第14 認定第1号 平成22年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第2号 平成22年度大槌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第3号 平成22年度大槌町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 認定第4号 平成22年度大槌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 認定第5号 平成22年度大槌町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第19 認定第6号 平成22年度大槌町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第20 認定第7号 平成22年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第21 認定第8号 平成22年度大槌町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第22 認定第9号 平成22年度大槌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第23 認定第10号 平成22年度大槌町水道事業会計決算の認定について

○議長（阿部六平君） 日程第14、認定第1号平成22年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第23、認定第10号平成22年度大槌町水道事業会計決算の認定についてまで、決算10件について一括議題といたします。

提案理由の説明は終了しておりますので、監査の報告を求めます。佐藤監査委員。

○監査委員（佐藤稲満君） 監査に入る前に一言申し上げたいと思います。

去る3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震による津波は、大槌町に壊滅的打撃を与え、町長を初め多くの職員並びに多くの町民が犠牲となり、さらに、貴重な財産を喪失しました。この地震・津波の被災で犠牲になられた多くの方々に哀悼の意を表するとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げたいと思います。また、自衛隊初め各種の団体、ボランティアの皆さんには本当にご支援に対して深く感謝を申し上げたいと思います。まことにありがとうございます。

それでは、平成22年度大槌町各会計の決算審査の結果について、その概要を申し上げます。

町当局より審査に付された平成22年度大槌町一般会計、特別会計及び定額資金を運用するための運用状況並びに大槌町水道事業会計の決算は、次のとおりであります。

なお、詳細につきましては、皆様にご配付しております別冊の意見書のとおりでございます。

審査期間は平成23年11月8日から11月28日までの実日数14日間で実施しました。

審査について。本年度の財政運営の状況、決算における財政状況が適正に表示されているか等を審査するため、関係書類及び証書類との照合確認を行った次第でございます。また、必要に応じて、各担当職員から説明あるいは資料を徴取し、慎重に審査いたしました。

審査の結果でございますが、決算書及び附属書類は法令に準拠して作成されております。また、各会計の決算の計数は正確であり、正しく表示されております。各会計の予算の執行状況は、関係法令及び条例、規則並びに予算議決の趣旨に基づいて適正に執行されていると認められます。

次に、決算の概要とその意見について。

一つ目は、決算の総額及び予算の執行状況について申し上げます。

決算の内容から、本年度の予算現額117億7,350万円に対し、歳入決算額は108億8,652

万9,000円、歳出決算額は97億6,621万2,000円であります。予算に対し歳入の執行率は92.5%、対前年比1億875万2,000円、1.0ポイント増加しております。また、歳出の執行率は83.0%、対前年比6億8,195万7,000円、6.5ポイント減少しております。

なお、本年度の不用額は11億4,070万6,000円であります。

決算収支の状況について申し上げます。

形式収支は、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支は11億2,031万7,000円の黒字でございます。実質収支は、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源4億536万円を差し引いた実質収支は7億1,490万7,000円でございます。単年度の実質収支は、当年度の実質収支から前年度の実質収支2億6,237万6,000円を差し引いた単年度実質収支は4億5,258万1,600円の黒字であります。

次に、一般会計の収支について申し上げます。

歳入歳出収支は9億1,635万2,000円の黒字であります。この額から前年度実質収支1億5,164万5,000円及び繰り越すべき財源4億536万円を差し引くと、単年度実質収支は3億5,934万7,000円の黒字であります。

また、この額に本年度積立金1億3,922万6,000円を加算し、さらに、本年度積立金取り崩し額1億8,463万1,000円を差し引きますと、単年度実質収支は3億1,394万2,000円の黒字決算でございます。

次に、主なものについて申し上げますと、まず、地方債の状況について申し上げます。本年度地方債の発行額は一般会計7億2,794万2,000円、特別会計2億1,090万円の合計9億3,884万2,000円、対前年比2,197万2,000円増加し、また、未償還残高は128億1,549万7,000円で、対前年比3億3,746万4,000円、2.0ポイントの増加であります。

この起債発行においては、償還能力を考慮しながら年度の元利金償還額の範囲内とし、健全性ある財政運営のため黒字確保に取り組んでいただきたいと、このように思います。

資金の収支状況について申し上げます。

一般会計及び特別会計は11億2,031万7,000円、各基金の年度末保有額は16億1,327万6,000円、さらに、歳計外の保有額は5,579万6,000円あります。その全会計の合計保有額27億8,938万9,000円あります。対前年度に比較しますと8億1,301万円、41.1ポイント増加しております。これらの現金につきましては、指定金融機関及び収納代理機関に預金として確実に保管されております。なお、現金預金は、平成23年度に繰り越しされております。ただし、小口現金として20万円を直接現金で保管しております。

次に、一般会計歳入の構成について申し上げます。

自主財源は17億3,827万9,000円、構成比26.1%、依存財源は49億1,090万6,000円、構成比73.9%でございます。

自主財源は、本年度の町税及び国保税の収納率は75.8%であり、特にも、町税は前年比8,300万2,000円と大きく減少しております。収納率は81.7%と低く、また、国保税、一般被保険者現年度医療給付は86.3%で、平成17年度より普通調整交付基準93%を下回る状況にあります。

また、全体の収入では17億3,827万9,000円、対前年比1億6,372万5,000円、10.4ポイントの増加であり、これは繰越金、繰出金及び諸収入が要因でございます。

依存財源では、地方交付税は2億563万7,000円が増加、また、国庫支出金は経済危機対策金等、対前年比2億2,761万6,000円減少しております。また、県支出金が緊急雇用創出特別交付金等、対前年比2,028万1,000円増加し、依存財源では対前年比3,305万3,000円増加しております。

一般会計総収入では対前年比1億9,677万8,000円増加の66億4,918万5,000円となっております。

次に、収入未済額及び不納欠損処分額について申し上げます。

本年度の収入未済額は、全会計で10億4,786万5,000円、対前年比1億3,403万8,000円、11.3ポイント減少となっております。ただし、国庫支出金及び県支出金5億3,416万3,000円が含まれており、この額を差し引いた実質収入未済額は2億7,184万1,000円でございます。

不納欠損処分額は4万6,000円で、対前年比5,351万円99.9%減少しております。これは津波により書類を喪失、処分処理できなかったためであります。

一般会計における収入未済額及び不納欠損処分額の合計は8億600万4,000円であり、一般会計予算額の10.7%を占めております。

次に、財政構造について申し上げます。

財政力指数は0.31%、対前年比0.41%減少、経常収支比率は71.8%と対前年比0.5ポイント増、実質収支比率は11.9%、対前年比8.2ポイント増加し、実質公債費比率は10.5%、対前年比3.5ポイント減少、さらに、将来負担比率は83.8%、対前年比0.7ポイント増加しております。全体の指数から改革し、努力した跡がうかがえるところでありますが、特にも実質公債費比率と将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回り、良好

の状況にあります。しかし、今後においてもそれ以前の基準に近づけるように努め、弾力性が損なわれないように、また、硬直化しないよう財政運営を期待しております。

一般会計歳出について申し上げます。

歳出は、57億3,283万3,000円で対前年比5億69万7,000円、8.6ポイント減少、款別支出は、総務費、農林水産費、土木費、教育費、災害費、公債費、議会費が減少しております。支出ベースでは、義務的費用が人件費及び公債費が減少しておりますが、扶助費が対前年比2億3,060万9,000円増加、義務的費用全体では対前年比7,333万9,000円減少の23億5,720万3,000円であります。義務的費用以外では、物件費、扶助費、投資的経費が大きく減少し、積立金、繰出金が増加しているものでございます。

特別会計について申し上げます。

特別会計収支は、歳入歳出差引額は2億3,096万5,000円であり、その額から前年度実質収支額1億1,073万1,000円を差し引きますと、単年度実質収支では9,323万4,000円の黒字決算となっております。

各会計は黒字を計上し、目的に沿った予算執行がなされていると思います。

歳入面では、国民健康、簡易水道、学校給食、下水道、漁排水、介護保険、高齢者医療保険特別会計が収入未済額2億4,186万1,000円、また、後期高齢者医療保険では不納欠損4万6,000円を計上しております。これらの合計額は2億4,190万7,000円であり、この額は特別会計予算額の5.7%を占めております。このことから、事業運営上、大きく支障を来しており、今後におきましても適切な管理を図り、収納率を高めるとともに、財政基盤の確立を図る必要があるなど考えられます。

定額資金の運用について申し上げます。

審査については、審査に付された各基金は計数は正確であり、かつ基金設置の目的に沿って運用されていることが認められます。

次に、水道会計について申し上げます。

水道事業会計では、総収益合計2億2,524万2,000円、また、営業費用と営業外費用の合計は1億9,430万3,000円であり、総収益から総費用を差し引いた決算額は3,093万9,000円であり、本年度純利益を計上しております。

また、水道未収金は1,212万6,000円で前年度より30万円増加しております。

企業債は、本年度2,500万円を発行し、年度末企業債残高は対前年比1,963万8,000円、1.4ポイント減少の13億5,642万5,000円であります。

今後の経営に当たっては、水道料未収金の徴収及び施設設備と管理に努め、住民に安全で安心な給水を提供するとともに、給水収益の増収及び企業債などその管理に努め、企業経営の万全を図られたいと思います。

最後に、決算を総括してみますと、大槌町は平成22年度の町政運営は、町勢発展計画基本構想を掲げ、新規施策事業として六つの事業を（聴取不能）やっていますが、働く場と安定収入を生み出す産業振興、協働による地域行政経営、地域の温もりを広げる健康福祉、心豊かな人を育てる生涯学習、安全なまちづくり防災体制基盤、美しい自然を守るための環境保全。これを掲げての事業推進を取り組み、平成22年度は2月まではまさに順調に事業推進が図られてきたところではありますが、平成23年3月11日の東日本大震災大津波により本町は壊滅的打撃を受け、多くのとうとい命を奪うとともに貴重な財産を喪失したところでございます。

このことにより、本町においては町長を初め多くの職員が犠牲になり、3月及び4月、5月の大事な決算期に行政運営は事務体制の維持ができず、運営に支障を来し、これがために実績に大きく影響があったところと考えております。

このような中で、本年度事業は総務においては庁舎の修理改善、文書管理システム機器の整備、バス路線運行业務事業、公共施設有線テレビ受信環境整備、その他各課におきましても中山間地域総合整備事業、中心市街地活性化事業、道路及び橋梁改良改修工事、側溝改修及び町裏幹線道路工事、小鎚線道路改良工事、ふれあい運動公園整備事業、緊急雇用創出事業、栽培養殖及び養殖漁業施設復興支援事業、中小企業融資保証及び利子補給事業等、各分野において事業が実施されました。

これらは順調に進められましたが、3月11日の東日本大震災津波により、投資した事業及び既存の町営住宅、さらには学校施設など貴重な財産が壊滅的に喪失、または損壊したところであります。このことは、今後の復興計画の中で考慮し、再構築が早急に図られることを期待するものでございます。

今後の財政運営については、限られた財源をもって有効に活用し、成果を上げるために、現在行っております事務事業評価及び施策評価を踏まえ、復興計画と新しい観点で判断し、徹底したコスト意識を持って事業を再構築する必要がございます。特にも、歳入を予算規模ととらえ、歳入に見合った歳出を基本としながら、補助金及び委託業務を見直しながら歳出の削減を図られたいと思います。

歳入面では、自主財源である町税は震災により減免等で増収は見込まれず、特にも町

営住宅等は津波による喪失、これが使用料・利用料が減収するものと考慮しておりますが、諸収入の大きな伸びは期待できないと思います。

そのためにも、歳入の確保は効率的な国・県支出金の導入に努めるとともに、さらに、歳出面においても、第5次行政改革システム方針に基づき財政の健全化を図るとともに、公債費等義務的経費、教育施設及び地域福祉対策、環境整備事業、さらに東日本大震災による復旧・復興関連経費などの増大が予想されます。財政環境は依然として厳しい状況が続くものと思慮されます。と同時に、財政逼迫することが懸念されます。

また、事務事業、財政運営全般にわたる見直しと改革に努め、限られた財源を可能な限り効果的に活用し、弾力的な財政運営と重点かつ効率的な推進により、さらに、東日本大震災による大槌町復興計画基本方針、防災機能を持つ災害に強いまちづくり、町民の再建、地域経済の振興が急務となります。町勢の発展と町民福祉の向上、町民のためのまちづくりが町民全体が行政運営に参画の上で構築されるように望むものでございます。

最後に一つつけ加えて申し上げたいというふうに思いますが、今回の決算審査におきましては、このような情勢の中で決算も、今まででございますと現場監査なりあるいは定期監査なり、そういったものを資料にしながら実施するところではございましたが、なかなか、さっき言ったように、事務体制の維持ができなかったということがございます。今回の決算については、それらを考えますと、平野総務部長を初め各職員が本当に頑張ったなど、そのように思い、審査に協力されましたことに心から感謝を申し上げたいと、このように思います。（「ご苦労さまでございます」の声あり）

○議長（阿部六平君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております決算10件の審査につきましては、委員会条例第5条の規定により、議員全員による決算特別委員会を設置し、それに付託の上、審査することにしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。よって、決算10件の審査については、議員全員による決算特別委員会を設置し、それに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

決算特別委員会の審査が終了するまで本会議を休会したいと思います。これにご異

議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(阿部六平君) ご異議なしと認めます。よって、審査終了まで本会議を休会とすることに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員長を互選するまで、委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員の後藤高明君に臨時委員長の職務をお願いいたします。

本会議を休会いたします。

決算特別委員会の開会をお願いします。

休 会 午後2時45分

